

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

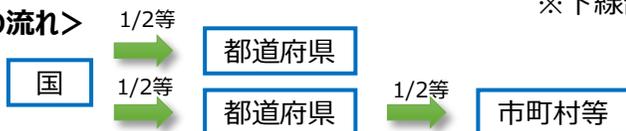
(電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業用施設を追加します。)

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）（拡充）

～集排汚泥資源の肥料利用拡大～

- 農業集落排水施設から発生する汚泥（集排汚泥資源）は従来から肥料利用を推進しており、約5割が農地還元されているが、近年、その割合は横ばいとなっている。
- 「みどりの食料システム戦略」、「食料安全保障強化政策大綱」、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」等を踏まえ、国内資源である集排汚泥資源の肥料利用を更に拡大し、肥料の国産化、化学肥料の使用量低減、窒素やりん等の資源循環による持続可能な食料システムの確立を目指す必要がある。
- 集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けては、資源循環施設の規模や処理形態、肥料利用の方法、利用促進方策等の技術的検討を十分に行い事業計画を作成することが重要である。
- このため、集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村内において農業集落排水施設の整備・更新を行うに当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を目標として定めて事業を実施する場合には、事業計画策定に係る支援を拡充する。

【拡充内容等】

農村整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
（調査計画策定の拡充）

<拡充内容>

施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、調査計画策定費の補助率を「1/2」から「定額」に拡充し支援

<定額の対象となる要件>

- ① ハード整備の採択要件を満たす施設を対象としていること
- ② 集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域としていること
- ③ 集排汚泥資源の農地還元率100%達成を目標とし、目標年度を設定すること（2030年度（令和12年度）までのいずれかの年度）
- ④ 事業計画書に上記「目標」及び「目標年度」を記載し、「目標年度」の翌年度に国へ達成状況を報告すること
- ⑤ 事業計画策定に当たり、地域の農業関係者等からの意見を十分に聴取すること

<採択期間>

令和6年度～令和9年度

<実施主体>

都道府県、市町村、土地改良区等

【支援イメージ】

集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた事業計画策定への支援を拡充



事業計画策定に当たり、資源循環施設の規模、処理形態、地域で取得可能な副資材の有無、運搬方法、流通経路、費用対効果、安全確認方法などの技術的な検討や、地域住民への丁寧な説明を十分に実施。



集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた整備等の推進

■資源循環施設の導入・改良



コンポスト施設



ペレット肥料

■集排汚泥資源の肥料利用拡大



肥料の販売・配布



営農での利用

資源循環による
持続可能な食料システムへの貢献



農村整備事業（地域資源利活用施設整備事業）（拡充）

～農村地域におけるエネルギーの地産地消を推進～

- 再生可能エネルギーの開発、有効活用については、東日本大震災を背景とした電力不足、昨今の資源価格の高騰等を背景に、その重要性が増している。
- このため、「みどりの食料システム戦略」の方針を踏まえ、農村地域に存在する豊富な未利用エネルギーをフル活用すべく、電力供給対象施設である農業農村振興に資する施設に、スマート農業に資する農業用施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）を追加する。

【拡充内容等】

農村整備事業のうち地域資源利活用施設整備事業の拡充
（発電電力の供給対象施設の追加）

<拡充内容>

再生可能エネルギー発電施設で生み出した電力を
スマート農業に資する農業用施設にも供給可能にする

<電力供給対象施設>

- （1）土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設
- （2）農業農村振興に資する施設※
※ 処理加工施設、新規就農者等技術習得管理施設、
地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設、
農業用施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）

※下線部は拡充内容

<実施主体>

都道府県、市町村、土地改良区等

【支援イメージ】



再生可能エネルギー発電施設



温室



農機具格納庫

スマート農業に活用



電動トラクタ



ドローン
（バッテリー駆動）



電動草刈りロボット